

令和6年度 鎌倉高等学校 不祥事ゼロプログラム

県立鎌倉高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

鎌倉高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。また、不祥事防止に係る担当総括教諭をはじめとする総括教諭は、校長及び副校長、教頭、事務長を補佐する。校長は定期的に以上のメンバーによる不祥事防止会議を招集し、主宰する。

2 目標及び行動計画

課 題	目 標	行動計画
①法令遵守意識の向上（職員行動指針の周知・徹底、公務外非行の防止）	「神奈川県職員行動指針」の周知・徹底を図り、県民の信頼に応え得る高い倫理観の保持に務め、公務外非行を未然に防止するとともに、県民対応の基本を再確認する。	(1) 年度当初に「神奈川県職員行動指針」を周知し、その徹底について意識向上を図る。 (2) 一斉点検マニュアルやチェックリストを活用し、全職員を対象とした規範意識の啓発のための研修を行う。
②職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止	人権を尊重した良好な職場環境の確立・維持に努め、ハラスメント防止及び根絶に取り組む。	(1) 全職員がハラスメント防止指針の趣旨を理解し、優越的な関係を背景とした言動に注意を払い、良好な職場環境を維持する。 (2) 職員啓発資料等を用い、所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。
③児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止	生徒の人権を尊重し、わいせつ・セクハラ行為を未然に防止する。	(1) 職員・生徒に対する相談体制を整備し、不祥事を未然に防止する。 (2) 経験の浅い職員等に対する研修を充実させ、人権感覚の育成に努める。 (3) 職員啓発資料を活用してセルフチェックに取り組み、ハラスメントのない職場づくりの雰囲気醸成する。
④体罰、不適切な指導の防止	生徒の人権を保障し、体罰や不適切指導、不適切発言を未然に防止する。	(1) 校内相談窓口について生徒へ周知し、生徒が相談しやすい環境づくりを進める。 (2) 複数の職員による丁寧で理性的な指導を推進し、体罰、不適切な指導を未然に防止する。 (3) 朝の打合せや職員会議において定期的に注意喚起し、職員啓発資料等を活用し全職員を対象に研修を実施する。

⑤入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	入学者選抜に係る事故を未然に防止する。成績処理に係る事故防止及び進路関係書類作成に係る事故を未然に防止する。	(1) 入学者選抜業務に係る研修会を実施し、マニュアル・要綱に則り細部まで業務を確認し業務に携わる。 (2) 情報管理を徹底し、公正な入学者選抜を行う。 (3) 成績処理、調査書等の作成に関するマニュアルの見直しを図り、成績処理と点検を確実に実施する。
⑥個人情報等の管理、情報セキュリティ対策	神奈川県個人情報保護条例、その他個人情報保護に関するガイドラインに則り、情報の適切な管理に努める。	(1) ガイドラインに則り、個人情報の漏洩、毀損及び滅失の防止を徹底する。 (2) 個人情報の取扱いに関する職場研修により、個人情報の学校外持ち出しが原則禁止であること、対策重要度別のデータ管理はガイドラインに則り行うことを徹底する。
⑦交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	教育公務員としての自覚を持ち、交通法規の遵守を徹底する。	(1) 不祥事防止職員啓発資料を活用し、安全運転、交通法規遵守の徹底を図る。 (2) 安全運転に関する研修をとおして交通事故・交通違反の未然防止に努める。
⑧財務事務等の適正執行	会計事務等の適切な執行に努める。	(1) 私費会計基準に則った事務処理の周知・徹底を図り、私費会計の適切な管理・運用に努める。 (2) 11月に私費会計に係る中間監査を行う。

3 検証

(1) 中間検証

2に規定する行動計画について、令和6年12月下旬までに中間検証を行う。未実施があった場合は、令和7年2月末までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合はこれを行う。

(2) 最終検証

2に規定する行動計画について、令和7年3月に目標達成状況の検証を行う。その結果をもとに、次年度の鎌倉高等学校不祥事防止プログラムを策定する。

4 実施結果

3(2)の検証を踏まえ、実施結果を取りまとめて、本校ホームページに掲載する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。